

お知らせ

当院では、平成20年7月1日以降に入院される方より、入院医療費の計算方法が変わります。

これまでの入院医療費は、診療内容(薬・検査など)をひとつひとつ積み上げる「出来高方式」による計算をしていましたが、厚生労働省の認定に基づき、7月1日からは下記のように「包括評価(DPC)方式」による計算をさせていただきます。

なお、6月30日以前から継続して入院中の方につきましては、条件により9月から「包括評価(DPC)方式」による計算になる場合があります。

包括評価(DPC)方式について

包括評価(DPC)方式による計算とは、病気の種類や手術・処置の有無により厚生労働省が定める1日あたりの入院料(定額)に、入院日数を掛けて計算します。

1日あたりの入院料(定額)には、薬・注射・検査・画像診断など多くの診療内容が含まれます。

手術・内視鏡検査・カテーテル検査・リハビリなどは、包括計算に含まれないため、別途計算して包括評価分と合算します。

交通事故や労災などで健康保険を使用しない場合は、包括評価(DPC)方式の対象外です。また、歯科口腔外科も対象外です。

ご不明な点は、医事課入院係へお問合せください。

平成20年6月11日

東海中央病院長